

## **5 三重県測量・調査業務委託に 係る資格者認定基準**



**三重県測量・観測・設計業務委嘱係による資格者認定基準**  
 平成7年2月16日制定・平成9年4月1日改正・平成20年11月1日改正・平成22年4月1日改正・平成24年4月1日改正  
 平成25年7月1日改正・平成27年4月1日改正

業種	務別	作業種別	作業における対象者			資格者認定期基準
			契約条項(届出者)	共通仕様書(資格者)	検査要領(立会者)	
測量業者	測量業務	測量業務共通仕様書の業務	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	① 測量士資格取得者	<p>(技術により登録された1級登録規程の各登録部門に10年以上の実務経験により建設規程の登録士等の技術管理者(①)の登録部門ごとに別表1の右欄に掲げる要件に該当する技術士(技術法により免許を受けた者)を含む。)、</p> <p>(2) 登録規程の都市計画法による登録された技術士(技術法により登録士として登録された者)を含む。</p> <p>(3) 建設規程による登録された技術者(技術法による登録士として登録された者)を含む。</p> <p>(4) その他の資格者(登録部門までとされる者)を含む。</p> <p>(1) 建設環境部門にあつては、衛生工学部門で登録した技術士(環境計量士(濃度関係)を含む)を含む。</p> <p>(2) 下水道部門にあつては、日本下水道検定合格者(騒音・振動に登録した者)を含む。</p> <p>(3) 建設規程による登録された技術者(技術法による登録士として登録された者)を含む。</p> <p>(4) 建設環境部門にあつては、衛生工学部門で登録した技術士(環境計量士(濃度関係)を含む)を含む。</p> <p>(5) RCCM第4条第6号に基づくシビルコンサルティングマネージャ資格した者(ただし、登録部門は3部門までに限る。)</p>
測量業者	測量業務	設計業務等共通仕様書の業務	管理技術者 (主任技術者)	主任技術者	① 測量士資格取得者	<p>(技術により登録された1級登録規程の各登録部門に10年以上の実務経験により建設規程の登録士等の技術管理者(①)の登録部門ごとに別表1の右欄に掲げる要件に該当する技術士(技術法により免許を受けた者)を含む。)、</p> <p>(2) 登録規程の都市計画法による登録された技術士(技術法により登録士として登録された者)を含む。</p> <p>(3) 建設規程による登録された技術者(技術法による登録士として登録された者)を含む。</p> <p>(4) その他の資格者(登録部門までとされる者)を含む。</p> <p>(1) 建設環境部門にあつては、衛生工学部門で登録した技術士(環境計量士(濃度関係)を含む)を含む。</p> <p>(2) 下水道部門にあつては、日本下水道検定合格者(騒音・振動に登録した者)を含む。</p> <p>(3) 建設規程による登録された技術者(技術法による登録士として登録された者)を含む。</p> <p>(4) 建設環境部門にあつては、衛生工学部門で登録した技術士(環境計量士(濃度関係)を含む)を含む。</p> <p>(5) RCCM第4条第6号に基づくシビルコンサルティングマネージャ資格した者(ただし、登録部門は3部門までに限る。)</p>

業種	業務別	作業種別	作業における対象者	資格者認定期基準
	土地調査部門 ① 土地の権利者の氏名及び住所の調査 ② 土地の所在、地番、地目、面積並びに権利の種類及び内容の調査 ③ 土地境界確認等（測量法第3条に規定する測量は含まない。）	契約条項（届出者） 管理技術者（主任技術者）	共通仕様書（資格者） 主任技術者	① 補償コンサルタント登録規程により各登録部門で補償業務管理者として登録された者 ② （一社）日本補償コンサルタント協会が認定する補償業務管理者 ③ 物件部門のうち建築物に関するものについては、建築士法により登録を受けた建築士事務所の建築士 ④ その他の資格者及び実務経験者
	土地評価部門 ① 土地評価のための同一状況地域の区分等 ② 残地等の損失補償の調査等 〔不動産の鑑定評価は含まない。〕	管理技術者（主任技術者） 管理技術者（主任技術者）	主任技術者 主任技術者	① 各補償業務に關し7年以上の実務経験 ② 補償業務全般の指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務経験 ③ 各補償部門において、三重県が発注した補償業務に関する資格者
	物件部門 ① 木造建築物、一般工作物、立木等の損失の調査等 ② 木造建築物若しくは非木造建物の特殊建物等の調査等	管理技術者（主任技術者）	主任技術者 主任技術者	ア 土地調査部門（測量と併せて発注する場合） イ 土地評価部門 ウ 物件部門
	機械工作物部門 ① 営業補償・特殊補償部門 ② 営業権等の消滅等の調査等	管理技術者（主任技術者） 管理技術者（主任技術者） 管理技術者（主任技術者）	主任技術者 主任技術者 主任技術者	ア 土地調査部門（測量と併せて発注する場合） イ 土地評価部門 ウ 物件部門
	事業損失部門 ① 意向調査、生活再建調査等 ② 補償説明等の調整等 ③ 事業認定申請図書の作成	管理技術者（主任技術者） 管理技術者（主任技術者）	主任技術者 主任技術者	ア 土地調査部門（測量と併せて発注する場合） イ 土地評価部門 ウ 物件部門

業種	作業種別	作業における対象者	資格者認定期基準
地質調査業者	〔コソサルタント業務〕 地質概查 地表地質調査 物理探査 弾性波探査 総合解析	契約条項 (届出者) 共通仕様書 (資格者)	検査要領 (立会者)
地質調査業務	〔現場における調査業務〕 地質調査・土質調査・試験に関する業務 (地質・土質調査・試験に関する業務)	管理技術者 (主任技術者)	① 地質調査業者登録規程の指定する技術部門（選択科目）で登録した技術士 ② 地質調査業者登録規程により登録された技術管理者（技術士を除く。）
建築士事務所等	建築設計業務	管理技術者 (主任技術者)	資格者登録された者 ① 地質調査業者登録規程により現場管理著に登録された者 ② 全国地質調査技術者登録規程による協会連合会の認定する地質調査技術士 ③ 実務経験者 (1) 大学・高専で土木工学科（農業土木又は森林土木に関する学科を含む。）、建築学、鉱山学、地学、物理学又は機械工学科を修得し、かつ、8年以上の実務経験する学科 (2) 高校で土木工学科（農業土木又は森林土木に関する学科を含む。）、建築学、地質工学科又は機械工学科を修得し、かつ、10年以上の実務経験者 (3) その他の者にあっては、12年以上の実務経験者

別表1

登録部門	技術上の管理をつかさどる者の要件
河川、砂防及び海岸・海洋部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
港湾及び空港部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を港湾及び空港とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般並びに港湾及び空港とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
電力土木部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を電力土木とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般及び電力土木とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
道路部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を道路とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般及び道路とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
鉄道部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を鉄道とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般及び鉄道とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
上水道及び工業用 水道部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を上下水道部門(選択科目を上水道及び工業用水道とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を上下水道一般並びに上水道及び工業用水道とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
下水道部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を上下水道部門(選択科目を下水道とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を上下水道一般及び下水道とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
農業土木部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を農業部門(選択科目を農業土木とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を農業一般及び農業土木とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
森林土木部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を森林土木部門(選択科目を森林土木とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を森林一般及び森林土木とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
水産土木部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を水産一般及び水産土木とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
廃棄物部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を廃棄物管理とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を衛生工学一般及び廃棄物管理とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
造園部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を都市及び地方計画とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者で、造園部門に係る業務に関し実務の経験を有するものであること。
都市計画及び地方 計画部門	1 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を都市及び地方計画とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般並びに都市及び地方計画とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。 2 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士の免許を受けている者で、当該免許を受けた後都市計画及び地方計画部門に係る業務に関し5年以上実務の経験を有するものであること。
地質部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を応用理学一般及び地質とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
土質及び基礎部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を土質及び基礎とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般並びに土質及び基礎とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
鋼構造及びコンクリート部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を鋼構造及びコンクリートとするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般並びに鋼構造及びコンクリートとするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
トンネル部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目をトンネルとするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般及びトンネルとするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
施工計画、施工設 備及び積算部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を施工計画、施工設備及び積算とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般並びに施工計画、施工設備及び積算とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
建設環境部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を建設環境とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設一般及び建設環境とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
機械部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を機械一般並びに機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体工学、交通・物流機械及び建設機械、ロボット又は情報・精密機器とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
電気電子部門	技術士法による第2次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子一般及び発送配変電、電気応用、電子応用、情報通信又は電気設備とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。

別表 2

## 登録部門と密接に関連のある部門（技術管理者）

登録部門	関連部門
道路部門	河川、砂防及び海岸・海洋部門、地質部門、トンネル部門、土質及び基礎部門、鋼構造及びコンクリート部門
河川、砂防及び海岸・海洋部門	道路部門、土質及び基礎部門、地質部門
下水道部門	地質部門
都市計画及び地方計画部門	造園部門
地質部門	道路部門、河川、砂防及び海岸・海洋部門、下水道部門
土質及び基礎部門	道路部門、河川、砂防及び海岸・海洋部門、鋼構造及びコンクリート部門
トンネル部門	道路部門、地質部門、土質及び基礎部門
鋼構造及びコンクリート部門	道路部門、土質及び基礎部門

※1. 三重県建設工事執行規則の施行に関する要領にいいう管理書類の様式を定める要綱第2号様式設計業務等委託契約書の契約条項に該当する者とす  
る。任用技術者又は主任技術者を含む。）は、この資格者認定基準に該当した場合であっても、期間の重複はない。ただし、測  
量業務と用地技術者の登録について、別に指定する期間に毎年1回届けなければならない。

2. この資格者認定基準にいう実務経験年数については、同時に2以上の部門を担当した場合のみ例外とする。

3. 上記の登録について、別に指定する期間に毎年2週間に内に届けなければならない。

4. 上記の登録に關し変更が生じた場合には、2週間に内に届けなければならない。

附則 1. この認定基準は平成9年4月1日から施行する。  
2. この認定基準は平成15年7月1日から施行する。  
3. この認定基準は平成20年1月1日から施行する。  
4. この認定基準は平成22年4月1日から施行する。  
5. この認定基準は平成24年4月1日から施行する。  
6. この認定基準は平成25年7月1日から施行する。  
7. この認定基準は平成27年4月1日から施行する。

